

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	37 件
国民年金関係	25 件
厚生年金関係	12 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年12月及び61年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年1月から58年3月まで  
② 昭和60年12月及び61年1月

私は、国民年金の適用対象者になり、市役所で加入手続を行ってから、国民年金保険料は未納とすることなく納付しており、申立期間①及び②が未納となっている年金記録はおかしいので、年金記録確認第三者委員会に申し立てた。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立期間②は2か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和58年4月以降の国民年金保険料は申立期間②を除き全て納付していることから、当該期間以降について、納付意識が高かったものと考えられる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和60年5月に払い出されており、申立期間②の保険料は現年度納付が可能であるところ、オンライン記録によると、申立期間②前後の保険料を現年度納付していることが確認できることから、納付意識の高い申立人が、申立期間②の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間①について、申立人は、昭和57年1月に国民年金の適用対象者となってすぐに加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、上記手帳記号番号の払出しの状況に加え、前後の任意加入者の加入状況から、申立人の国民年金に係る加入手続は、昭和60年3月頃に行われたものと推認され、この時点では、申立期間のうち一部の国民年金保険料

は既に時効により納付することができず、58年1月から同年3月までの保険料は過年度納付が可能であるものの、A市の国民年金保険料収滞納一覧表及びオンライン記録のいずれにおいても、申立期間の保険料を過年度納付した記録は見当たらない。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年12月及び61年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年7月から41年3月まで  
② 昭和45年7月から47年3月まで  
③ 昭和52年8月

昭和40年7月頃、亡くなった父親がA市役所で私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間①の国民年金保険料を納付してくれた。結婚後は専業主婦であったので、毎月、婦人会の役員である集金人に保険料を納付し、自身でも集金を行ったことがあるので、申立期間②である21か月もの未納はありえない。申立期間③についても保険料を納付したはずであるので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、A市の国民年金被保険者台帳の検認記録から、申立人は申立期間の国民年金保険料を昭和52年9月1日に納付していることが確認できる。

また、申立人は昭和52年8月11日に国民年金の強制被保険者資格を喪失したことに伴い、同年10月11日に申立期間及び同年9月の国民年金保険料が還付されていることが確認でき、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）の記録とも一致する。

しかし、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは、昭和52年9月1日であることが、オンライン記録により確認できることから、申立期間③は、本来、国民年金の強制加入期間であり、国民年金保険料還付の対象期間ではないことから、還付事務処理が適切に行われなかったものとみるのが相当である。

一方、申立期間①及び②について、申立人は、昭和40年7月頃、申立人の父親がA市役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を納付してくれたはずであり、婚姻後は、自身で申立期間②の保険料を婦人会の役員である集金人に納付したと主張している。

しかしながら、申立期間①について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号の前後の被保険者の記録から、昭和42年1月から43年7月頃までに払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、この頃に国民年金の加入手続が行われたものと推認できることから、申立内容とは符合しない上、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿（台帳）の検認記録によると、申立期間①は未納を示す空欄となっており、当時の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）とも一致する。

また、申立期間②について、A市の国民年金被保険者名簿（台帳）及び国民年金被保険者台帳（特殊台帳）において、申立期間は未納とされており、オンライン記録とも一致する上、申立人が所持する昭和46年4月1日発行の国民年金手帳には、昭和46年度の国民年金印紙検認記録欄は空欄となっていることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人の氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年8月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から同年7月まで

私は、学校卒業後しばらくアルバイトをしていた。母親から将来の自分のためにきちんと国民年金保険料を納めておくよう強く言われ、母親と共に市役所に行って就職するまでの4か月分を遡って納付した。申立期間の保険料が未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料の未納は無く、申立人の夫の厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失に伴う第3号被保険者と第1号被保険者の変更手続を適切に行い、保険料を納付していることが確認できることから、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和63年6月に払い出されていることが確認でき、前後の被保険者に係る記録から、申立人はこの頃に加入手続を行ったものと推認され、この時点では、申立期間の保険料を過年度納付することが可能であった上、A市では、要望があれば過年度納付書を発行していたとしており、申立人の納付意識の高さを踏まえれば、申立期間の保険料を過年度納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 9 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 9 月から 63 年 3 月まで

私は、結婚した昭和 63 年 11 月頃、国民年金の加入手続を行い、同年 12 月頃、送付されてきた納付書で、約 10 万円の国民年金保険料をまとめて納付したはずであるので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 7 か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和 63 年 4 月から現在までの国民年金保険料を全て納付していることが確認できることから、保険料についての納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の所持している年金手帳は婚姻後の姓で交付されており、申立人に係る A 市の昭和 63 年度の国民年金収滞納一覧表の「異動処理月」欄には「56401」（「5」は昭和を示す。）と記載されていることから、申立人の国民年金の加入手続は、申立人が婚姻してから昭和 64 年 1 月までの間に行われたものと推認でき、この時点では、申立期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能である。

さらに、申立期間の国民年金保険料と、納付済みである昭和 63 年 4 月から同年 10 月までの保険料の合計額は 10 万 5,700 円であり、申立内容とおおむね一致することから、当該納付済期間と併せて納付可能な申立期間の保険料を金融機関で納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から46年3月まで

私は、20歳になってすぐに国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も集金人に納付してきた。私は、これまでに住所の変更は無く、当時、特に生活状況の変化も無かったことから、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間である上、申立人は、20歳に到達した昭和41年\*月から60歳に達するまで、申立期間を除き、国民年金保険料を全て納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間の前後の国民年金保険料は現年度納付していることがA市の国民年金被保険者名簿で確認でき、当時、申立人と同居していたその母親も申立期間の保険料を納付済みである上、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において住所変更の記載は見られず、申立期間の保険料を納付しない事情も見当たらないことから、申立人の納付意識の高さを踏まえると、申立人は、申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和24年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3,900円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年12月31日から24年1月1日まで  
② 昭和52年9月30日から53年6月1日まで

申立期間①について、私は昭和19年10月1日にA社において被保険者資格を取得し、同工場の営業部がそのままB社に編成され、継続勤務しているにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無いとされている。また、申立期間②については、C社の給料明細書及び給料台帳の一部(写し)を添付するので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の複数の元同僚及び元事務員の証言から判断すると、申立人は、A社及び関連会社であるB社に継続して勤務し(昭和24年1月1日にA社からB社に異動)、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和23年8月の社会保険出張所(当時)の記録から、3,900円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主の所在が不明であるものの、事業主が、資格喪失日を昭和24年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険出張所がこれを23年12月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資

格喪失日として届け、その結果、社会保険出張所は、申立人に係る同年12月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険出張所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、オンライン記録によれば、C社は、昭和52年9月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該期間は当該事業所が適用事業所でなくなった後の期間である。

一方、C社に係るオンライン記録により、住所が判明した7人に申立人から提出された昭和52年10月の給料明細書の写しについて調査したところ、5人から回答があり、「申立人はD支店の所長兼専務取締役であり、同明細書は申立人の自筆であると思われ、当時の厚生年金保険関係の担当は申立人であった。」と供述している。

さらに、C社の商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間②において、同社の取締役を務めていたことが確認できる。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところ、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者である申立人が、厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知りうる状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらのことから、仮に、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間①のうち、昭和21年3月1日から同年6月2日までの期間について、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格喪失日は同年6月2日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年3月1日から22年2月21日まで  
② 昭和23年12月21日から26年2月1日まで

私は、昭和10年4月にA社に入社し、同社及び同社の関連会社であるC社（現在は、D社）において、平成20年12月まで継続して勤務していた。

しかしながら、年金事務所の記録では、申立期間①及び②について厚生年金保険の加入期間が欠落している。当時の給与明細書は、処分して残っていないが、厚生年金保険料が給与から控除されていたと思うので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

1 B社が提出した職歴証明書及び「50年のあゆみ」（A社発行）の記載によると、申立人は申立期間①のうち、昭和21年3月1日から同年8月29日までの期間については、A社に継続して在籍していたことが確認できる。

また、E県が発行した軍歴証明書によると、申立人は昭和16年7月16日から21年6月2日まで陸軍に召集されていたことが確認できる。

一方、オンライン記録及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、昭和19年6月1日に被保険者資格を取得し、21年3月1日に同資格を喪失していることが確認

できる。

しかしながら、申立人は、上記軍歴証明書のとおり、当該資格喪失日は陸軍に召集されていた期間であり、職歴証明書等においても在籍が継続していることが確認できることから、当該日に被保険者としての資格を喪失していたとは考え難い。

また、当時の厚生年金保険法第 59 条の 2 では、昭和 19 年 10 月 1 日から 22 年 5 月 2 日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立人が陸軍に召集されていた期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第 75 条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立人の A 社に係る資格喪失日は、復員した昭和 21 年 6 月 2 日とすることが妥当である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和 44 年法律第 78 号)附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

- 2 一方、申立人は申立期間①のうち、昭和 21 年 3 月 1 日から同年 8 月 29 日までの期間については、B 社が提出した職歴証明書及び「50 年のあゆみ」の記載から A 社に、また、同年 8 月 29 日から 22 年 2 月 21 日までの期間については、D 社が提出した履歴書及び「50 年のあゆみ」の記載から、C 社にそれぞれ継続して在籍していたことが確認できる。

しかしながら、B 社は、「申立人に係る貸金台帳、源泉徴収簿が現存していないため、申立人の保険料控除について、確認できない。」と回答していることから、申立人の申立期間①のうち、昭和 21 年 6 月 2 日から同年 8 月 29 日までの期間における、厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、C 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 22 年 2 月 1 日であり、申立期間①のうち、21 年 8 月 29 日から 22 年 2 月 1 日までの期間は、同社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間である。

さらに、D 社は、「申立人に係る貸金台帳、源泉徴収簿が現存していないため、申立人の保険料控除について、確認できない。」と回答していることから、申立人の申立期間①のうち、昭和 21 年 8 月 29 日から 22 年 2 月 21 日までの期間における、厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間①のうち、昭和 21 年 6 月 2 日から 22 年 2 月 21 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されて

いたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①のうち、昭和 21 年 6 月 2 日から 22 年 2 月 21 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 D社が提出した履歴書によると、申立人は申立期間②においてC社に継続して在籍していたことが確認できる。

また、C社に係る商業登記簿謄本によれば、申立人は、昭和 22 年 11 月に同社取締役、24 年 1 月に同社代表取締役に、それぞれ就任していることが確認できる。

しかしながら、昭和 20 年 3 月 1 日から 22 年 2 月 21 日までの期間について、A社における厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、かつ、C社に係る商業登記簿謄本において、申立人と同日に同社取締役に就任している元取締役の同社における被保険者記録を確認したところ、22 年 2 月 21 日から 23 年 12 月 21 日までの期間及び 26 年 2 月 1 日から 28 年 5 月 10 日までの期間については被保険者であったことが確認できるものの、申立期間②については、申立人と同様に厚生年金保険の被保険者記録を確認することができない。

また、D社は、「申立人に係る賃金台帳、源泉徴収簿が現存していないため、申立人の保険料控除について、確認できない。」と回答していることから、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成9年4月から同年10月までは26万円、13年10月から14年12月までの期間並びに15年2月及び同年3月は24万円、同年4月は30万円、同年5月は26万円、同年6月から同年12月までは30万円、16年1月は26万円、同年2月から同年11月までは30万円、同年12月は28万円、17年1月は24万円、同年2月及び同年3月は28万円、同年4月は30万円、同年5月は24万円、同年6月は28万円、同年7月及び同年8月は26万円、同年9月から同年11月までは28万円、同年12月は30万円、18年1月は22万円、同年2月及び同年3月は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年4月1日から同年11月1日まで  
② 平成13年10月1日から18年4月21日まで

申立期間の厚生年金保険被保険者記録の標準報酬月額と給与から控除されている厚生年金保険料から算出される標準報酬月額が相違している。給与明細書を提出するので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、申立人が所

持する給与明細書及び申立事業所に関与していた税理士事務所が保管している資料から確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から平成9年4月から同年10月までは26万円、13年10月から14年12月までの期間並びに15年2月及び同年3月は24万円、同年4月は30万円、同年5月は26万円、同年6月から同年12月までは30万円、16年1月は26万円、同年2月から同年11月までは30万円、同年12月は28万円、17年1月は24万円、同年2月及び同年3月は28万円、同年4月は30万円、同年5月は24万円、同年6月は28万円、同年7月及び同年8月は26万円、同年9月から同年11月までは28万円、同年12月は30万円、18年1月は22万円、同年2月及び同年3月は28万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主からの回答が無いため不明であるが、給与明細書等から確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成15年1月については、申立人が所持する給与明細書から、控除された保険料額及び報酬額のそれぞれに基づく標準報酬月額の低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の平成2年9月から6年1月までの標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

また、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成6年3月8日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立人の平成6年2月の標準報酬月額については、53万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年9月1日から6年2月28日まで  
② 平成6年2月28日から同年3月8日まで

私は、A社で勤務していた期間の標準報酬月額が引き下げられていることを年金事務所からの文書によって知らされた。給与明細書は無いが、申立期間①当時に同社で受け取っていた給与は約60万円から100万円だったので、標準報酬月額が9万8,000円となっていることに納得できない。また、申立期間②当時も同社に継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者期間が平成6年2月28日までとなっていることに納得できない。調査の上、正しい標準報酬月額及び被保険者期間に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録では、当初、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は53万円と記録されていたところ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（平成6年2月28日）の後の同年3月8日付けで2年9月1日に遡及して標準報酬月額が9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、閉鎖登記簿謄本から、申立人は、平成5年1月からA社の取締役役に就任していることが確認できるが、申立人は、「担当は営業であった。」と主張し

ており、申立期間に被保険者記録のある元従業員も、「申立人は、申立期間当時は営業部長であった。」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、当該処理を行う合理的な理由は無く、申立期間①において、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 53 万円とすることが必要と認められる。

申立期間②については、申立人は雇用保険の被保険者記録により、A社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録において、A社が適用事業所に該当しなくなった日(平成6年2月28日)の後の同年3月8日付けで、申立人に係る被保険者資格の喪失日を同年2月28日とする遡及訂正処理が行われていることが確認できる上、申立人以外の多数の被保険者についても同年3月8日付けで被保険者資格の喪失日を遡及訂正する手続が行われていることが確認できるものの、申立人と同様に雇用保険の被保険者記録は継続していることが確認でき、同日において、同社は厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたものと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成6年2月28日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該資格喪失に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は上記の遡及訂正処理が行われた同年3月8日であると認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から 53 万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和25年8月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を保険出張所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社における資格喪失日は、同年10月31日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額については、3,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月1日から26年9月30日まで

私は、高校卒業後の昭和25年4月1日にA社（現在は、B社）に入社し、26年9月30日まで勤務したが、当該期間における厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、申立人と同姓同名で生年月日が一致し、被保険者資格取得日（昭和25年8月1日）の記載はあるものの、資格喪失日の記載が無い基礎年金番号に未統合となっている被保険者記録が確認できるところ、申立人の同社の所在地及び業務内容についての詳細な供述並びに高等学校卒業年次に関する当該高等学校からの回答等から、当該厚生年金保険被保険者記録は申立人の記録であることが判断できる。

一方、A社に係る被保険者名簿により、申立人が記載されているページにおいて、最後に資格を喪失した被保険者の資格喪失日は昭和25年10月31日であることが確認できる上、26年8月以降に書き替えられたと考えられる被保険者名簿には申立人の氏名が確認できないことから、申立人は25年10月31日から26年8月までの間に厚生年金保険被保険者資格を喪失したものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和25年8月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を保険出張所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を25年10月31日に訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和25年8月の被保険者名簿から、3,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和25年4月1日から同年8月1日までの期間及び同年10月31日から26年9月30日までの期間について、申立人は、「当該期間についても、A社に勤務していた。」と主張している。

しかしながら、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和24年6月23日から26年11月1日までの期間に同社に係る厚生年金保険の被保険者資格を有し、連絡先の判明した6人に照会した結果、二人から回答があったが、二人とも「申立人を記憶していない。」と供述しており、申立人の申立期間に係る勤務実態について確認できない。

また、A社に係る被保険者名簿を見ると、昭和25年4月1日から同年8月1日までの期間に被保険者資格を取得した10人の中に申立人の氏名は確認できない上、健康保険記号番号にも欠番は見られない。

このほか、申立人が申立期間のうち、昭和25年4月1日から同年8月1日までの期間及び同年10月31日から26年9月30日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和25年4月1日から同年8月1日までの期間及び同年10月31日から26年9月30日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成10年2月は41万円、同年4月は38万円、同年6月は41万円、同年7月は38万円、同年8月及び同年9月は36万円、同年10月は41万円、同年11月は44万円、同年12月は41万円、11年2月は47万円、同年3月は38万円、同年10月及び同年11月は36万円、同年12月及び12年2月は38万円、同年4月は34万円、同年10月及び同年11月は32万円、同年12月は38万円、13年2月、同年4月及び同年6月から同年11月までは32万円、同年12月は38万円、14年2月から同年11月までは32万円、同年12月は41万円、15年2月から同年4月までは32万円、同年6月は38万円、同年7月は41万円、同年8月は34万円、同年9月から16年2月までは41万円、同年3月から同年5月までは38万円、同年6月は41万円、同年7月及び同年8月は36万円、同年9月は41万円、同年10月は38万円、同年11月は41万円、同年12月は47万円、17年1月は32万円、同年2月は41万円、同年3月及び同年4月は38万円、同年5月及び同年6月は41万円、同年7月は36万円、同年8月は38万円、同年9月は34万円、同年10月及び同年11月は38万円、同年12月は36万円、18年1月は32万円、同年2月は38万円、同年3月は34万円、同年4月は38万円、同年5月は36万円、同年6月及び同年7月は38万円、同年8月及び同年9月は36万円、同年10月から19年1月までは38万円、同年2月及び同年3月は36万円、同年4月、同年6月及び同年7月は38万円、同年8月は34万円、同年9月から20年7月までは38万円、同年8月から同年12月までは34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成21年1月1日から23年2月1日までの期間について、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる20年4月から同年6月までは標準報酬月額41万円、21年4月から同年6月までは標準報酬月額38万円、22年4月から同年6月までは標準報酬月額36万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を21年1月から同年8月までは41万円、同年9月から22年8月までは38万円、同年9月から23年1月までは36万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 47 年生  
住 所 :

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 2 月 1 日から 23 年 2 月 1 日まで

私が、A社に勤務していた期間のうち、平成 10 年 2 月 1 日から 23 年 2 月 1 日までの期間の標準報酬月額が、私の所持している給与明細書と相違しているので、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第 3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、平成 10 年 2 月 1 日から 23 年 2 月 1 日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用するという厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき、記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成 10 年 2 月 1 日から 21 年 1 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であることから厚生年金特例法を、同年 1 月 1 日から 23 年 2 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているところ、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成 10 年 2 月 1 日から 21 年 1 月 1 日までの期間については、申立人から提出のあった給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、当該期間の標準報酬月額については、10 年 2 月は 41 万円、同年 4 月は 38 万円、同年 6 月は 41 万円、同年 7 月は 38 万円、同年 8 月及び同年 9 月は 36 万円、同年 10 月は 41 万円、同年 11 月は 44 万円、同年 12 月は 41 万円、11 年 2 月は 47 万円、同年 3 月

は 38 万円、同年 10 月及び同年 11 月は 36 万円、同年 12 月及び 12 年 2 月は 38 万円、同年 4 月は 34 万円、同年 10 月及び同年 11 月は 32 万円、同年 12 月は 38 万円、13 年 2 月、同年 4 月及び同年 6 月から同年 11 月までは 32 万円、同年 12 月は 38 万円、14 年 2 月から同年 11 月までは 32 万円、同年 12 月は 41 万円、15 年 2 月から同年 4 月までは 32 万円、同年 6 月は 38 万円、同年 7 月は 41 万円、同年 8 月は 34 万円、同年 9 月から 16 年 2 月までは 41 万円、同年 3 月から同年 5 月までは 38 万円、同年 6 月は 41 万円、同年 7 月及び同年 8 月は 36 万円、同年 9 月は 41 万円、同年 10 月は 38 万円、同年 11 月は 41 万円、同年 12 月は 47 万円、17 年 1 月は 32 万円、同年 2 月は 41 万円、同年 3 月及び同年 4 月は 38 万円、同年 5 月及び同年 6 月は 41 万円、同年 7 月は 36 万円、同年 8 月は 38 万円、同年 9 月は 34 万円、同年 10 月及び同年 11 月は 38 万円、同年 12 月は 36 万円、18 年 1 月は 32 万円、同年 2 月は 38 万円、同年 3 月は 34 万円、同年 4 月は 38 万円、同年 5 月は 36 万円、同年 6 月及び同年 7 月は 38 万円、同年 8 月及び 9 月は 36 万円、同年 10 月から 19 年 1 月までは 38 万円、同年 2 月及び同年 3 月は 36 万円、同年 4 月、同年 6 月及び同年 7 月は 38 万円、同年 8 月は 34 万円、同年 9 月から 20 年 7 月までは 38 万円、同年 8 月から同年 12 月までは 34 万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主に照会したものの、回答が得られないため確認することができないが、給与支給明細書で確認できる標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録で確認できる標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支給明細書等で確認できる標準報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間のうち、平成 21 年 1 月 1 日から 23 年 2 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、21 年 1 月から同年 8 月までは 30 万円、同年 9 月から 23 年 1 月までは 32 万円と記録されている。

しかし、申立人から提出された給与支給明細書によると、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる平成 20 年 4 月から同年 6 月までは標準報酬月額 41 万円、21 年 4 月から同年 6 月までは標準報酬月額 38 万円、22 年 4 月から同年 6 月までは標準報酬月額 36 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人の A 社における標準報酬月額を平成 21 年 1 月から同

年8月までは41万円、同年9月から22年8月までは38万円、同年9月から23年1月までは36万円に訂正することが必要である。

- 3 一方、申立期間のうち、平成10年3月、同年5月、11年1月、同年4月から同年8月まで、12年1月、同年3月、同年5月から同年9月まで、13年1月、同年3月、同年5月、14年1月、15年1月、同年5月、19年5月の標準報酬月額については、申立人から提出のあった給与支払明細書を見ると、厚生年金保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額のうち、いずれか低い方の額が、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額又は下回る額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち、平成11年9月の標準報酬月額については、申立人は給与支払明細書を所持しておらず厚生年金保険料控除額等が確認できないものの、申立人から提出のあった預金通帳の給与振込額を見ると、同年10月の給与振込額とほぼ同額であることが確認できる。

したがって、平成11年10月の報酬月額に見合う標準報酬月額は36万円であることから、同年9月の標準報酬月額も36万円であると推認でき、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年12月から2年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年12月から2年12月まで

私は、会社を退職したら国民年金に加入するものと思い、昭和63年9月頃、A市役所に行き、同市で発行された納付書により、銀行か郵便局で国民年金保険料を納付した。以後、B市及びA市への住所変更に伴い、国民年金の加入手続も済ませ、銀行か郵便局で納付したので、よく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、B市及びA市への住所変更に伴い、それぞれ国民年金の加入手続を行い、銀行か郵便局で国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、平成元年度に係るB市の国民年金収滞納一覧表によると、申立人は、平成元年8月頃に転居したB市において、国民年金の転入届を行ったものと推認され、同年8月の国民年金保険料を2年1月11日に納付したことがオンライン記録により確認できるものの、元年9月1日付けで厚生年金保険への加入に伴い国民年金被保険者資格を喪失しており、申立期間の保険料を納付するためには、改めて国民年金の再加入手続が必要であるが、上記B市の収滞納一覧表において、再加入した記録は見当たらず、同年9月から2年3月までの賦課状況欄に、資格喪失を示す「ソ」の記載が確認できる上、オンライン記録においても、申立期間は国民年金に未加入の期間であることから、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から47年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月から47年9月まで

昭和37年10月に結婚した際、当時、A県B市役所に勤務していた夫が、私の国民年金の加入手続きを行ってくれた。その後、付加年金の制度ができてからは、付加年金にも加入した。当時は、未亡人会という団体が、国民年金保険料の集金をしており、保険料を納付していた。申立期間の納付記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年10月に婚姻した際、申立人の夫が国民年金の加入手続きを行ってくれ、その後、付加年金の制度ができた際に付加年金にも加入し、申立期間の国民年金保険料については、申立人が地元の納付組織を通じて納付していたと主張している。

しかしながら、申立人が所持する年金手帳には、「初めて被保険者となった日 昭和47年10月\*日」と記載されており、B市の国民年金被保険者名簿及び当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、申立人は、同日に任意加入被保険者として国民年金被保険者資格を取得し、付加年金にも同年10月に加入していることが確認できることから、申立人は同日に国民年金の加入手続きを行ったものと推認され、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付するためには、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、申立人に対して別の同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年8月から38年1月までの期間、同年7月、同年10月、39年5月から45年3月までの期間のうち59か月間、49年7月から51年3月までの期間、54年4月から55年6月までの期間及び57年4月から平成8年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、昭和39年5月から45年3月までの期間のうち12か月間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年8月から38年1月まで  
② 昭和38年7月  
③ 昭和38年10月  
④ 昭和39年5月から45年3月まで  
⑤ 昭和49年7月から51年3月まで  
⑥ 昭和54年4月から55年6月まで  
⑦ 昭和57年4月から平成8年9月まで

私の国民年金の記録も厚生年金保険の記録も全て間違っている。申立期間④のうち、12 か月は妻が免除申請を行っているはずであり、それ以外の厚生年金保険に加入していない期間は、国民年金保険料を納付しているはずである。また、平成元年から8年までの間、納付書は一度も送られてくることはなく、保険料を納付できなかったのは私の責任ではないはずである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から⑦について、このうち申立期間④の間には12か月間の免除申請を行い、それ以外の期間は国民年金保険料を納付したはずであると主張している。

しかしながら、申立期間①から④について、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、

昭和 45 年 10 月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、当該払出し時点において、申立期間①から③及び申立期間④のうち一部は既に時効により保険料を納付することができず、申立期間④のうち 43 年 7 月から 45 年 3 月までは過年度納付が可能であるものの、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、当該期間の保険料を過年度納付した記録は見当たらない上、申立期間④における国民年金保険料の申請免除は、申請のあった日に納期限が到来していない月から適用されることとされており、上記払出し時点では、申立期間④の期間について、免除申請は行うことはできない。

また、申立期間⑤及び⑥について、A 市の国民年金被保険者名簿において、現年度納付が確認できず、B 市 C 地区の国民年金被保険者名簿は現存しないものの、当該期間については、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳においても未納であることが確認できる。

さらに、申立期間⑦について、D 市のマスターチェックリストによると、申立期間のうち、昭和 57 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料は未納と記録されており、同年 4 月から平成 5 年 6 月までは不在被保険者と記録されている上、同市の国民年金被保険者記録票の 4 年 4 月 9 日付けの記載では、申立人の妻からの電話での会話の内容として、「年金の受給権を得ることができないと思われるため、保険料を納めるつもりは無く、無年金者となることを了承している。」旨の記録が確認できる。

加えて、申立期間⑦について、オンライン記録によると、平成 5 年 7 月 14 日付けで B 市 E 地区へ住所異動していることが確認できるものの、同年 7 月から 8 年 9 月までの国民年金保険料を納付した記録は見当たらない。

このほか、申立人及びその妻が申立期間①から⑦の国民年金保険料を納付し又は免除されたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①から⑦の保険料を納付及び免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付又は免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年9月から59年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年9月から59年6月まで

私は昭和55年の春に就職したが、勤務先が厚生年金保険に加入していなかったため、父親から国民年金に加入するよう勧められ、A町役場で国民年金の加入手続を行った。

ねんきん特別便では、申立期間の国民年金保険料が何年間も未納になっているが、加入して保険料を未払いにするのであれば、初めから国民年金に加入しないはずである。また、当時、役場に叔父が勤めており、世間体のこともあって保険料を未払にするなど考えられず、督促状を受け取った記憶も無い。詳しく調査して記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してきたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年10月に払い出されており、申立人に係るA町の国民年金被保険者台帳には、同年9月22日に資格取得の届出を行ったことが記録されていることから、申立人は、この日に加入手続を行ったものと推認され、申立内容とは符合しない上、この時点では、申立期間は既に時効により保険料を納付できない期間であり、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

なお、申立人は、オンライン記録の国民年金保険料納付記録から、上記の国民年金加入手続時点で、時効とならず遡って納付することが可能であった昭和59年7月から61年3月までの保険料を過年度納付していることが確認できる。

また、申立人の氏名について婚姻前の姓を含めて複数の読み名で検索を行う

も、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年5月から48年11月までの期間、同年12月から49年7月までの期間及び同年8月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年5月から48年11月まで  
② 昭和48年12月から49年7月まで  
③ 昭和49年8月から50年3月まで

私は、昭和49年8月頃に妻と共にA市役所で国民年金の加入手続を行った際、窓口の職員に国民年金保険料を遡って納付できると言われたので、10年分ぐらいの保険料約10万円を同市役所で納付した。

60歳になった頃に市役所に何回も確認に行き調べてもらうように依頼したが、領収書が無いということで取り合ってもらえなかった。申立期間の保険料を遡って納付したのに、未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年8月頃に夫婦の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を20歳に達した時期まで遡って納付したと主張している。

しかしながら、申立期間①及び③について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年11月に申立人及びその妻と連番で払い出されていることがA市の国民年金払出簿により確認できることから、申立人は、この頃に加入手続を行ったものと推認され、この時点は、第2回特例納付実施期間（49年1月から50年12月まで）中であり、当該期間の保険料を特例納付及び過年度納付することは可能であったものの、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、当該期間の保険料を特例納付及び過年度納付したとする記録は見当たらず、同市の国民年金被保険者名簿においても、当該期間の納付記録は見当たらない。

また、申立期間②について、申立人が所持する年金手帳、A市の国民年金被

保険者名簿及び特殊台帳において、申立人は、当該期間について国民年金の被保険者資格を喪失したことが記載されており、国民年金に未加入の期間となることから、申立人は、当該期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から平成元年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から平成元年10月まで

私たち夫婦の国民年金は、私の親に勧められたことや、結婚後の将来設計にも関心があったため、結婚後の昭和59年4月頃に私がA市B役所で加入手続きを行い、その後、郵送されてきた納付書で夫婦二人分の国民年金保険料を毎月、郵便局で納付していた。結婚後は欠かさず保険料を納付していたのに、申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻後の昭和59年4月頃に申立人が夫婦の国民年金加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料について、毎月、夫婦二人分を郵便局で納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年11月13日に夫婦連番で払い出されており、前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人夫婦は、同年10月頃に加入手続きを行ったものと推認されることから、申立内容とは符合しない上、この時点では、申立期間のうち、昭和62年6月以前は既に時効により保険料を納付できない期間であり、申立人は、当該期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人夫婦の国民年金加入手続き時点からみて、申立期間のうち、昭和62年7月から平成元年3月までの国民年金保険料を過年度納付し、同年4月以降の保険料を現年度納付することが可能であったが、オンライン記録及び申立人夫婦に係るA市の国民年金収滞納一覧表において、当該期間を過年度納付及び現年度納付したとする記録は見当たらない。

さらに、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、上記とは別の

国民年金手帳記号番号は見当たらず、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から39年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から39年9月まで

私は、夫が国民年金に加入した際、20歳まで遡って納められるとの説明を聞き、国民年金に加入し、夫が、夫婦一緒に私の20歳まで遡った保険料を納付した。ねんきん特別便が届いたので、年金記録を確認すると、遡って納付した年金記録が消えていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻後に国民年金の加入勧奨に来た市役所職員から20歳まで遡って納付できるとの説明を受け、申立期間の国民年金保険料は、申立人の夫が、自身の保険料と一緒に納付してくれたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和42年5月にA市において、夫婦連番で払い出されており、同市の被保険者名簿の検認記録欄には39年10月から41年10月までの欄に「41.11.17」の記載があり、同期間の保険料を同年11月17日に納付していることが確認できることから、申立人は、この頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認できるところ、当該加入手続の時点で、納付が可能な期間の保険料を過年度納付していることが確認でき、申立期間の保険料は既に時効により納付することができない。

また、申立人の夫及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から平成元年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から平成元年10月まで

私たち夫婦の国民年金は、結婚後の昭和59年4月頃に妻がA市B役所で加入手続を行い、その後、郵送されてきた納付書で、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を毎月、郵便局で納付していた。結婚後に欠かさず保険料を納付していたのに、申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻後の昭和59年4月頃に申立人の妻が夫婦の国民年金加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料について、毎月、夫婦二人分を郵便局で納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年11月13日に夫婦連番で払い出されており、前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人夫婦は、同年10月頃に加入手続を行ったものと推認されることから、申立内容とは符合しない上、この時点では、申立期間のうち、昭和62年6月以前は既に時効により保険料を納付できない期間であり、申立人の妻は、当該期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人夫婦の国民年金加入手続時点からみて、申立期間のうち、昭和62年7月から平成元年3月までの国民年金保険料を過年度納付し、同年4月以降の保険料を現年度納付することが可能であったが、オンライン記録及び申立人夫婦に係るA市の国民年金収滞納一覧表において、当該期間を過年度納付及び現年度納付したとする記録は見当たらない。

さらに、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらず、申立人の妻及び申立人が申立期間の国民

年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から60年3月まで

私は、申立期間当時、A市で家業の手伝いをしていたが、昭和60年3月頃、両親が、国民年金の加入手続に併せて、2年分の国民年金保険料を遡って納付してくれた。しかし、年金記録を確認すると、遡って納付したはずの記録が無く納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年3月頃、申立人の両親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を一括で納付してくれたと主張している。

しかしながら、申立期間のうち、昭和58年4月から59年3月までについて、申立人が所持する年金手帳に、「当初受付 昭和60年3月4日」、「初めて被保険者となった日 昭和58年4月1日」と記載されていることが確認できるものの、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿では、国民年金の資格取得日は、59年4月1日と記録されていることが確認できる上、オンライン記録によると、資格取得日の訂正は60年4月11日付けで行われていることが確認できることから、当該期間は国民年金に未加入の期間となり、国民年金保険料が納付されていた場合、還付処理が行われることとなるが、当該期間の保険料が還付された記録は見当たらない。

また、申立期間のうち、昭和59年4月から60年3月までについて、上記A市の国民年金被保険者名簿によると、当初受付年月日が同年3月4日と記録されていることから、同日に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認され、同日時点においては現年度納付が可能であるが、同名簿には申立期間直後の同年4月から同年6月までの保険料を現年度納付した記録は確認できるものの、59年4月から60年3月までの保険料を現年度納付した記録は見

当たらず、転居後のB市の国民年金被保険者名簿の記録とも一致している。

なお、年金手帳に記載されている「初めて被保険者となった日」は、その日が、国民年金の被保険者資格を取得した日であることを示すものであり、以降の保険料納付の事実を示すものではない。

さらに、申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から62年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から62年4月まで

私が大学生であった20歳の頃、両親の国民年金保険料を収集していた集金人から、国民年金の加入勧奨があったので、母親が私の将来のことを考えて加入してくれた。保険料は、母親が集金人に納付してくれていたのに、申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳の頃、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和62年6月にA町（現在は、B市）で払い出されており、前後の第3号被保険者の加入記録から、同年5月頃に申立人の加入手続が行われたものと推認されることから、申立内容とは符合しない上、この時点では、申立期間のうち、60年3月以前は既に時効により保険料を納付できない期間であり、申立人の母親は、当該期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の国民年金加入手続時点からみて、申立期間のうち、昭和60年4月から62年3月までの国民年金保険料を過年度納付し、同年4月の保険料を現年度納付することは可能であったが、オンライン記録において、当該期間の過年度納付記録は見当たらない上、A町の国民年金被保険者台帳においても同年4月の保険料を現年度納付した記録は見当たらず、申立人及びその母親から遡って保険料を納付したとの主張も無い。

さらに、申立人の氏名について複数の読み名及び複数の漢字による検索を行

うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人の母親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年11月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年11月から61年3月まで

私は、昭和58年6月に会社を退職し、結婚するまでの期間は未納であったが、結婚後の59年1月に、A市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したのに、申立期間の納付記録が無いとされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年1月に国民年金の任意加入手続を行い、資格を喪失することなく、63年3月まで国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、昭和59年6月に転居したB市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、同年11月25日付けで資格を喪失しており、喪失理由は「3」と記載されていることが確認できるところ、同市によると、当該理由は、本人の申出による喪失であるとしており、申立内容とは符合しない。

また、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳によると、申立人は昭和59年11月25日付けで資格喪失と記録され、同年11月の検印記録欄には、「喪失申出」の押印が確認できる上、申立人が所持する年金手帳においても、被保険者でなくなった日に同日の記載が確認でき、申立期間は、国民年金に未加入の期間であることから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成8年6月から17年3月までのうち、連続した24か月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年6月から17年3月までのうち、連続した24  
か月

私は、平成8年6月に会社を退職した後、金融機関に勤務していた友人に勧められ、同年6月頃、国民年金の加入手続きを行い、雇用保険の失業等給付が終わる頃始めたアルバイトの給料が毎月入るたび、その友人に納付書と現金を渡し、領収書を受け取っていた記憶がある。その時期は分からないが、納付書が届いてから連続した2年間について保険料を納付していたのに、未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年6月頃、国民年金に加入し、時期は特定できないが、同年6月から17年3月までのうち、連続した2年間について、毎月、金融機関に勤務していた友人に国民年金保険料を渡し、領収書を受け取っていたと主張しており、友人2名から保険料の納付に関する証言が得られると供述している。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人の基礎年金番号は、平成8年6月まで加入していた厚生年金保険の記号番号で、10年4月7日に付番されており、この頃に申立人に係る国民年金の加入手続きが行われたものと推認されることから、申立内容とは符合せず、当該時点まで、申立人は、国民年金に未加入であったものと推認される。

また、申立期間に係る国民年金保険料の納付書は、基礎年金番号制度が発足した平成9年1月以降に発行されているところ、この当時の保険料収納事務は電算処理により取り扱われ、納付書は機械印字され、OCR（光学式文字読取機）により記録入力されることから、申立人の主張する連続した2年間について、全ての納付記録が欠落するとは考え難い。

さらに、申立人の友人2名から、申立期間に係る国民年金保険料の納付について、証言者Aは、申立人から保険料を預かり、証言者自身が勤務する金融機関で納付していた、証言者Bは、申立人と上記友人とのやり取りを平成10年以前に数回見たことがあるとしているものの、いずれも納付時期及び期間を特定する供述は得られず、申立人の申立内容とも符合しない点もあるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを裏付ける事情はうかがえない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年5月から39年2月までの期間及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年5月から39年2月まで  
② 昭和39年3月

私は、昭和37年5月にA市役所で婚姻届を提出した際、市役所の担当者に国民年金の加入を勧められ、私が夫婦の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。しかし、申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年5月に、A市役所で夫婦の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間①について、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和39年12月にB市で夫婦連番で払い出されており、同市の国民年金被保険者名簿及び当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳によると、申立人に係る国民年金の資格取得日は、いずれも昭和39年3月16日と記録されていることから、申立期間①は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

なお、A市を管轄するC年金事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿を確認したが、同市において同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立期間②について、上記手帳記号番号払出しの時点で、申立人は、申立期間の国民年金保険料は過年度納付が可能であるものの、特殊台帳において申立期間を過年度納付した記録は見当たらない上、申立人の妻についても保険料の納付が確認できるのは昭和39年4月からである。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 兵庫国民年金 事案 2801

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年1月から63年3月まで

申立期間当時、A市内で父親が経営していた商店を手伝うため、会社を退職した。父親は、昭和60年1月頃、国民年金の加入手続を行い、その店舗兼住宅に来ていた集金人に、家族全員の国民年金保険料を納付していた。私が63年5月に結婚して別世帯になるまで、申立期間の保険料を納付してくれていたはずであるので、調査してほしい。

なお、私が所持する年金手帳の国民年金の記録(1)には、国民年金保険料を納付した昭和60年\*月\*日に国民年金に加入したと記されている。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が昭和60年1月頃、国民年金の加入手続を行い、申立人の両親の分と一緒に申立期間の国民年金保険料を集金人に納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和63年7月1日に夫婦連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃に国民年金の加入手続が行われたものと推認でき、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、申立期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できない上、申立人に係るA市の国民年金過年度収滞納一覧表によると、申立期間は未納を示す空欄となっていることが確認でき、オンライン記録とも一致する。

なお、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付した根拠として、所持している年金手帳の国民年金の記録(1)の「被保険者となった日」欄に昭和60年

\*月\*日と記載されていることを挙げているが、当該日は、この日が申立人の国民年金被保険者資格の取得日を示すものであり、保険料納付の事実を示すものではない。

さらに、申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から45年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月から45年12月まで

私は、昭和36年4月の結婚後、3か月ごとにA市の自宅に来た集金人に国民年金保険料を納付してきた。申立期間当時は、母、兄夫婦及び弟と同居しており、誰かが必ず家に居り、集金人に納付を断った記憶も無いのに、未納となっているのでよく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、A市の自宅に来た集金人に、3か月ごとに納付していたと主張している。

しかしながら、申立人に係る戸籍附票において、昭和43年5月28日付けでB市に住所変更していることが確認できるが、申立人が所持する国民年金手帳の住所欄には、A市からB市への住所変更年月日は48年4月1日と記載され、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳の記録とも符合することから、申立人は、この頃に住所変更に伴う国民年金の再加入手続を行ったものと推認でき、この時点では、申立期間の国民年金保険料は既に時効により納付できなかったものと考えられる。

また、A市における申立期間当時の国民年金保険料の納付方法は、印紙検認方式であるところ、申立人が所持する昭和41年4月1日付け発行の国民年金手帳によると、申立期間である43年7月以降の国民年金印紙検認記録欄は空欄であり、申立期間の保険料を現年度納付した記録は見当たらない。

なお、国民年金の被保険者管理は、住民基本台帳により行われることから、B市に住所変更した申立人がA市の集金人に国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる上、申立人は、C社会保険事務所（当時）が発行した、申立期間直後の昭和46年1月から48年3月までの過年度納付書を所持し、転

居後5年経過した同年4月時点で遡って納付可能な当該期間の国民年金保険料を同年6月21日に納付していることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成11年10月から12年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年10月から12年2月まで

私は、「ねんきん特別便」を見て、申立期間が未納となっていたので、年金記録の照会を行ったが、未納と回答された。

申立期間の国民年金保険料は、督促の納付書が送付されたので、その納付書で納付しており、申立期間が未納となっている記録はおかしいので、年金記録確認第三者委員会に申し立てた。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、督促があったので納付したと主張している。

しかしながら、申立期間は基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間であり、収納事務は電算処理により取り扱われており、国民年金保険料の納付書は機械印字される上、OCR（光学式文字読取機）により記録入力され、この当時における記録管理の信頼性は高かったものと考えられることから、申立期間全ての納付記録が漏れるとは考え難い。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付に関する具体的な供述は無いところ、オンライン記録によると、申立期間前後の平成11年9月及び12年3月の国民年金保険料を、時効による納期限月の13年10月31日及び14年4月18日にそれぞれ過年度納付していることが確認できるものの、申立期間の保険料を納付した記録は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成5年11月から7年1月までの期間及び同年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年11月から7年1月まで  
② 平成7年4月から同年9月まで

私は、就職に際して年金手帳が必要になり、平成8年11月頃に国民年金の加入手続を行った。それまで、学生である私の国民年金は免除されていると思い込んでいたが、強制加入であると知り、加入手続後に郵送されてきた納付書で、数回に分けて国民年金保険料を納付した。保険料額は、合算して40万円ほど納付しており、現在の年金記録に納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年11月頃、国民年金の加入手続を行い、その後、申立期間の国民年金保険料として合計で40万円ほどを数回に分けて、同年11月頃から9年3月までの間に納付したと主張している。

しかしながら、申立期間①について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の保険料免除申請日から、平成8年12月頃に払い出されていることが確認でき、この時点において、申立期間のうち、6年10月以前は既に時効により保険料を納付することができず、同年11月以降は過年度納付が可能であるものの、オンライン記録において、申立期間を過年度納付した記録は見当たらない上、申立人は、申立期間直後の7年2月及び同年3月の保険料を9年3月28日に過年度納付していることが確認でき、この時点では、申立期間は時効による納期限が経過していることから、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立期間②について、申立人の所持する「国民年金保険料現金領収書」によると、申立期間直後の平成7年10月から8年3月までの国民年金保険料

を9年11月25日に過年度納付していることが確認でき、この時点では、申立期間は既に時効による納期限が経過していることから、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、上記払出しの時点において、遡って納付が可能な期間（平成6年11月から8年3月までの過年度保険料及び同年4月から同年10月までの現年度保険料）に係る国民年金保険料の合計額は28万2,000円であり、申立内容とは符合しない。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年1月から61年3月まで

私は、昭和56年6月以降に国民年金の任意加入手続を行った。昭和56年度の国民年金保険料の納付については指定金融機関へ振り込み、57年度以降については夫の銀行口座からの口座振替に変更し、以後、昭和61年4月1日に第3号被保険者になるまで同様に口座振替により納付していたので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の夫の銀行口座から口座振替により納付していたと主張している。

しかしながら、A市の国民年金収滞納一覧表によると、申立人は資格喪失申出により、「最終資格得喪」欄には昭和59年1月25日と記載され、「賦課状況」欄には同年1月からは資格喪失を示す「ソ」と記載されており、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳にも、申立人は同年1月25日に任意被保険者資格を喪失し、同年1月欄には、「資格喪失」と押印されていることから、申立期間は未加入期間であり、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を口座振替していたとする銀行口座の取引履歴を確認したところ、昭和58年12月27日に1万7,490円(5,830円×3か月)の保険料の引き落としを最後に当該口座から保険料が引き落とされた記録は確認できない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたこ

とをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人の氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から44年7月まで

私は、昭和36年4月頃、女性の集金人に国民年金への加入を勧められたため、私と夫の国民年金の加入手続を行い、その後は、その集金人が2か月ごとに自宅へ国民年金保険料の集金に来て、私と夫の保険料を一緒に納付していた。

申立期間については、私は、後に、外国籍であるため国民年金に加入できないことを知ったが、申立期間の国民年金保険料は夫の分と一緒に集金人に納付したはずであるので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月頃、集金人に国民年金への加入を勧められたため、申立人の夫と共に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を2か月ごとに自宅で集金人に、申立人の夫の保険料と一緒に納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号は、申立人の夫については昭和39年5月頃に払い出されているのに対し、申立人については44年9月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃に申立人の国民年金の加入手続が行われたものと推認でき、申立内容とは符合しない。

また、申立人は、申立期間には厚生年金保険に加入していることが確認できる上、申立人に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及びA市の国民年金被保険者名簿ではいずれも、申立人の国民年金被保険者資格取得日は昭和44年8月20日（後に、同年8月21日に訂正）と記載されていることが確認できることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人が申立期間の国

民年金保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人の氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年3月から平成4年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年3月から平成4年8月まで

私は、昭和63年3月、開業したのを契機に、母が町役場で国民年金の加入手続を行い、町役場又は金融機関で年間の国民年金保険料をまとめて納付してくれていたと聞いており、申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年3月、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成6年10月に払い出されていることが確認できる上、A市の国民年金被保険者名簿によると、昭和63年3月1日付け国民年金の資格取得届が平成6年10月6日に受付されていることが確認できることから、同日に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人は、上記加入手続の時点で、時効期限内で納付が可能な申立期間直後の平成4年9月から6年3月までの国民年金保険料について、加入手続日翌日の同年10月7日に過年度納付していることがオンライン記録により確認できるものの、申立人の母親は、国民年金の加入手続時点において、既に時効により納期限が経過した申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年9月から5年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年9月から5年4月まで

私は、いつの時期か記憶は無いが、母とA市役所に行き、国民年金の加入手続きを行い、同市役所の窓口で国民年金保険料を遡って一括納付した。納付した保険料は、合計30万円ぐらいだったと思う。しかし、年金記録を見ると、未納とされており納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、いつの時期か記憶は無いが、A市役所で国民年金の加入手続きを行い、同市役所の窓口で国民年金保険料を遡って一括して納付し、その保険料額は30万円ぐらいであったと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成7年4月に払い出されていることが確認でき、当該時点で、申立期間のうち一部は既に時効により保険料を納付することができず、5年3月及び同年4月は過年度納付が可能であるものの、オンライン記録において、当該期間を過年度納付した記録は見当たらない。

また、申立人は、平成5年5月から7年5月までの国民年金保険料を納付したことを示す領収書を所持しているとしており、当該期間のうち、5年5月から6年3月までの期間の保険料を7年6月に金融機関で納付し、6年4月から7年6月までの期間の保険料を同年4月に納付していると供述しているところ、当該期間の保険料の合計額は28万3,800円となり、申立人が供述する納付額とおおむね一致する上、申立人が金融機関で保険料を納付した同年6月時点では、申立期間は全て時効により納付できない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年9月から51年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月から51年5月まで

私は、結婚後の昭和38年頃、国民年金の加入手続を行い、集金人に国民年金保険料を納付してきた。しかし、年金記録を確認すると、申立期間の納付記録が無いとされており納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、加入手続についての具体的な記憶はないものの、婚姻後の昭和38年頃、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年6月に払い出されていることから、この頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認され、申立内容とは符合せず、A市の国民年金被保険者名簿及び当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳によると、申立人は、同年6月21日付けで任意加入により資格を取得していることが確認でき、申立期間は国民年金に未加入の期間であることから、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、昭和38年9月頃に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、婚姻前の姓を含めてB県及びC県内で検索したが、上記とは別の同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から60年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から60年2月まで

私は、20歳になった昭和51年\*月頃、母と祖母から国民年金に加入するよう勧められたので、A市役所で自身が国民年金の加入手続を行い、毎月アルバイト収入から、国民年金保険料を納付しており、結婚する59年5月まではA市役所の窓口で納めた記憶はあるのに、未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年\*月頃、A市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、B市の国民年金収滞納一覧表及び当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳のいずれにおいても、申立人は、昭和60年3月23日付けで任意加入により資格取得したことが確認できるものの、申立期間に係る資格記録は見当たらない上、申立人が所持する年金手帳（国民年金手帳記号番号\*）の資格取得日にも、同日の記載が確認できることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、昭和51年4月頃に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の婚姻前の姓を含む氏名をC県内で検索したが、上記とは別の同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 兵庫国民年金 事案 2811 (事案 2298 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月まで(昭和39年度のうち、6か月は納付済み。)の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで(昭和39年度のうち、6か月は納付済み。)

前回の申立てに対して、加入時期を昭和41年11月17日と推認する通知を受けたが、当該時点ではA市B町に居住していないことから、市役所の担当者が勧奨に来ることはできず、この勧奨時期は私が主張するように40年1月から同年3月頃である。

昭和41年当時には、住居に係る調停を行っており、相続に係る調停調書を提出するので、行政の側も国民年金の加入時期を明示できないのであるから、加入から3年間遡って納付したことを認めてほしいので、再申立てを行う。

### 第3 委員会の判断の理由

前回、申立期間に係る申立てについては、i) 国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で払い出され、申立人の妻のA市の被保険者名簿によると、申立人の妻の最初の納付が、昭和41年11月17日に納付していることが確認できることから、この頃、申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認され、申立人が主張する加入時期と相違していること、ii) 上記加入手続を行った時点では、時効のため申立期間の国民年金保険料を納付することができないこと、iii) 申立人が納付したとする39年当時は、特例納付の実施期間ではなく、法制度上、納付日から3年間遡って納付することはできなかった期間であることなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成23年4月18日付け年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の決定に納得できないとして、相続に係る調停調書を提出して再申立てしているが、当該資料では、申立人が主張する国民年金の加入時期を裏付ける資料と認めるのは困難であり、委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料とは認められず、ほかに当委員会の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年7月から59年1月までの期間及び同年8月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年7月から59年1月まで  
② 昭和59年8月から61年3月まで

私は、昭和51年9月に国民年金に加入して以降、資格喪失及び再加入の  
手続をした記憶は無く、国民年金保険料を納付していたのに、未加入とされ  
ていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、国民年金の資格喪失及び再加入の手  
続を行った記憶は無く、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張して  
いる。

しかしながら、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳によると、申立  
期間に係る国民年金の資格記録が記載されており、同台帳の検認記録欄には、  
昭和58年7月及び59年8月に「資格喪失」、同年1月には「今月迄不要」と  
押印されていることが確認できる上、申立人が所持する年金手帳の国民年金の  
記録(1)にも、同様の資格記録が記載されていることから、申立期間①及び②は  
国民年金に未加入の期間であり、申立人は、当該期間の保険料を納付できな  
かったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料  
(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたこ  
とをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す  
ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることは  
できない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 2 年 2 月 1 日から 9 年 1 月 1 日まで  
② 平成 9 年 1 月 1 日から 12 年 12 月 1 日まで

私は、A社、B社を経営し、各事業所において月収は100万円以上あり、納税もきちんと行ってきたにもかかわらず、年金事務所に記録されている標準報酬月額が実際の給与額と全く異なっているため、調査をお願いしたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、「月収は100万円以上あった。」と主張しているところ、オンライン記録によれば、申立期間①のうち、平成2年10月から5年10月までの標準報酬月額については、当時の標準報酬等級表の最高額の標準報酬月額であることが確認できる。

また、申立事業所は、いずれも厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の申立期間①及び②に係る賃金台帳等を確認することができない上、申立人も給与明細書等を保管していないことから、申立人の当該期間における報酬月額及び保険料控除額を確認することができない。

さらに、A社及びB社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間①及び②のほぼ全ての期間において、代表取締役であったことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判

断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者(申立人)が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

したがって、仮に申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間において申立事業所の代表取締役であったことが確認できることから、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間に係る標準報酬月額については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 8 月 21 日から 40 年 5 月 16 日まで  
② 昭和 62 年 5 月 26 日から同年 6 月 3 日まで  
③ 平成 7 年 6 月 1 日から同年 9 月 21 日まで

私は、A社では経験者としてB装置を操作し、残業、休日出勤を繰り返しており、毎月5万円以上の収入があったが、標準報酬月額は2万2,000円のみで、随時改定が行われていない(申立期間①)。

また、C社については、引継ぎ等により昭和62年6月2日まで勤務しており、同年5月分の給与から保険料も控除されていたが、給与の締め日の翌日(同年5月26日)を被保険者資格の喪失日とされている(申立期間②)。

さらに、D社では、給与明細書を所持しており、別途支給であった通勤手当を除く基本給及び諸手当の支給額は34万円であり、標準報酬月額も34万円、通勤手当を加えると36万円となるはずであるが、国の記録は32万円となっている(申立期間③)。

調査の上、これらの記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社が保管する「厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬月額決定通知書」及び「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」の控えによると、申立人の標準報酬月額は2万2,000円として社会保険事務所(当時)に届け出されていることが確認できる上、同社が保管する厚生年金保険被保険者台帳(保険料納付のための資料)においても、当

該期間に係る申立人の標準報酬月額が2万2,000円と記載されており、当該台帳に記載されている保険料の額は標準報酬月額2万2,000円に相当する額であることが確認できる。

また、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）によると、当該期間における標準報酬月額は2万2,000円であることが確認でき、オンライン記録と一致している上、遡って訂正されている等の不自然な点は見当たらない。

このほか、申立期間①について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人は、「昭和62年6月2日まで勤務しており、同年5月分の給与から保険料も控除されていた。」と主張している。

しかしながら、C社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間②当時の事業主の所在も不明であることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、C社に係る厚生年金保険被保険者記録を有し、昭和58年6月29日から62年11月8日までに被保険者資格を喪失している元従業員56人の被保険者原票を確認したところ、そのうちの35人が申立人と同様に、同社の給与締め日の翌日である26日付けで被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、申立人のC社に係る被保険者原票によると、昭和62年5月26日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことが確認でき、オンライン記録と一致している上、遡って訂正されている等の不自然な点は見当たらない。

加えて、申立人の雇用保険被保険者記録によると、C社に係る離職日は昭和62年5月25日であることが確認でき、オンライン記録と一致する。

このほか、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③については、オンライン記録によると、申立人が平成7年6月1日にD社に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得した際の標準報酬月額は26万円と一旦記録され、同年8月24日付けで同資格取得時に遡って32万円に訂正されていることが確認できるところ、同社が保管する賃金台帳及び源泉徴収簿並びに申立人が所持する給与明細書（ただし、交通手当は別途支給であったため、給与明細書には記載されていない。）によると、厚生年金保険料として、平成7年6月及び同年7月は標準報酬月額26万円に相当する額、同年8月は標準報酬月額32万円に相当する額がそれぞれ給与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の申立期間③に係るE厚生年金基金の記録（当該記録は企業年金連合会に移管済み。）はオンライン記録と一致している。

このほか、申立期間③について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年6月8日から23年4月1日まで  
② 昭和27年11月1日から28年3月30日まで  
③ 昭和28年8月28日から32年6月7日まで

私は、申立期間について脱退手当金が支給済みとなっていることを今回初めて知ったが、受給した記憶は無いので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の支給を示す「給付種類 脱退手当金」、「資格期間 60」、「支給金額 7,050円」、「支給年月日 32.8.3」等と記載されている上、申立期間の脱退手当金は、申立期間①、②及び③の被保険者期間を通算して算出され、支給月数及び支給額に誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和32年8月3日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえがない。

また、申立期間の脱退手当金が支給された当時は、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ老齢年金を受給できない通算年金制度創設前であることを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえなく、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には記録上、申立期間①及び②の間に未請求となっている厚生年金保険被保険者期間があるが、当該被保険者期間は上記の厚生年金保険被保険者台帳に記載されていなかったため、当時、請求者からの申出が無ければ、当該被保険者期間を把握することが困難であったことを踏まえると、未請求期間があることに不自然さはいかたがえがない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 3 月 16 日から 43 年 8 月 1 日まで  
② 昭和 43 年 9 月 20 日から 46 年 12 月 21 日まで

昭和 47 年 6 月 16 日に脱退手当金が支給されたことになっているが、私は、脱退手当金を請求したことも、受け取った記憶も無いので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金裁定請求書には「47. 3. 31 受付 A社会保険事務所」、「47. 4. 27 受付 A社会保険事務所」、「47. 6.16 支払済」の押印が確認できる上、脱退手当金計算書に記載されている支給月数及び支給額は申立期間から算出される支給月数及び支給額に一致する。

また、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の押印が確認できる上、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後の昭和 47 年 6 月 16 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、申立人には記録上、未請求となっている申立期間前の厚生年金保険被保険者期間（2 期間）があるが、申立期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号となっており、当時、請求者からの申出が無ければ、別の記号番号で管理されていた被保険者期間を把握することが困難であったことを踏まえると、未支給期間があることに不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 2 日

私は、平成 9 年 4 月 1 日から 16 年 4 月 30 日までは A 社（現在は、B 社）、同年 5 月 1 日から 23 年 3 月 31 日までは C 社（現在は、D 社）において、それぞれ勤務していたが、日本年金機構には、16 年 7 月分支払賞与について記録が無い。同年 5 月当時、当該賞与の引当金（15 年 10 月分から 16 年 3 月分まで）を A 社が積み立てていたことから、当該賞与は同社から支払われることとなっていた。

私は、当時の給与支給明細書などを所持しており、当該賞与額は 155 万 5,000 円、厚生年金保険料控除額は 10 万 1,850 円と記載されている。申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成 16 年 7 月分賞与に係る A 社発行の給与支給明細書等により、申立人は申立期間において、同社から賞与として 155 万 5,000 円が支払われ、厚生年金保険料として 10 万 1,850 円が当該賞与から控除されていることが推認できる。

しかしながら、雇用保険被保険者記録、E 健康保険組合及び F 社の回答から、申立期間の賞与が申立人に支給された時期は、申立人が A 社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成 16 年 5 月 1 日より後の同年 7 月 2 日であることが確認できる。

また、厚生年金保険の被保険者期間については、厚生年金保険法第 19 条第 1 項の規定により、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、保険料については、同法第 81 条第 2 項の規定によ

り、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされていることから、申立人のA社における資格喪失月以降の月を、同社の被保険者期間に算入することはできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年12月31日から28年12月31日まで

私は、昭和26年6月1日から28年12月31日まで、A社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無く納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和26年6月1日から28年12月31日まで、A社に継続して勤務していた。」と主張しているところ、複数の元従業員が「申立人と一緒に勤務したが、具体的な期間までは覚えていない。」と証言している上、申立期間において、同社に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得した元従業員は、「申立人のことを覚えていない。」と証言していることから、申立人の勤務期間を特定することができない。

また、A社は既に解散しており、申立期間当時の事業主も連絡先が確認できないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況を確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人の同社における被保険者資格取得日は昭和26年6月1日、同資格喪失日は27年12月31日と記載されており、遡及して訂正されている等の不自然な点は見当たらず、オンライン記録とも一致する上、当該名簿の備考欄には健康保険証の返却を意味する「返」の記載が確認できる。

加えて、上記被保険者名簿の申立人に係る「標準報酬等級並ニ適用年月日」欄に標準報酬の改正に伴う昭和28年11月の等級変更の記載が見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 2 月 28 日から同年 3 月 1 日まで

私は、昭和 57 年 4 月 1 日に、A社に入社し、60 年 2 月 28 日までの間、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあったA社から申立人に退職後に提供された資料及び申立人に係る雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は申立期間に同社に在籍していたことが確認できる。

しかしながら、A社は、「申立人に係る申立期間当時の賃金台帳等の資料が残っていないので確認できないが、厚生年金保険被保険者資格喪失日が昭和 60 年 2 月 28 日だとすると、資格喪失日を月末にすることで、申立人の保険料負担を無くすという考えがあったのではないか。なお、この取扱いは従業員の了解を取っていたかどうかは当時の担当者がいないので分からない。」旨回答しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除の状況等を確認することができない。

また、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）において、申立人の健康保険番号の前後の 50 人及び申立人と同様昭和 60 年 2 月 28 日に被保険者資格を喪失した元従業員一人について、資格喪失日を見ると、そのうち 19 人が月末に資格を喪失していることが確認できる。当該 19 人について、雇用保険の離職日と厚生年金保険の資格喪失日を見ると、そのうち 18 人が離職日及び資格喪失日とも月末で一致していることが確認できる上（残る一人は、離職日は 59 年 9 月 29 日、資格喪失日は同年同月 30 日）、当該 18 人のうち住所の判明した 15 人に照会したところ、5 人

から回答があり、そのうち4人は、「月末まで勤務していた。」（残る一人は、月末まで勤務したかどうか覚えていない。）と供述していることから、同社では、申立期間当時、月末まで在職していても、厚生年金保険の資格喪失日を翌月1日とせず、雇用保険の離職日と同様月末にする取扱いであったことがうかがえる。

さらに、申立人に係る被保険者原票によると、申立人の被保険者資格喪失日は昭和60年2月28日である上、申立人に係るB健康保険組合及びC厚生年金基金の資格喪失日もそれぞれ同年同月同日であることが確認でき、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から21年6月1日まで

私の夫が所持していたA社(現在は、B社)の社員必携によれば、申立期間においてもA社から夫へ給与が支払われていた記録が確認できるので厚生年金保険の記録を確認してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、「申立人の所持していたA社の社員必携によれば、申立期間においても同社から申立人へ給与が支払われていた記録が確認できる。」と主張しているところ、提出された同社の申立人に係る社員必携から、申立期間において、同社から申立人に対して給与が支給されていたことがうかがえる。

しかしながら、B社は、「当時の資料等は保管しておらず、申立期間の状況は不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除等を確認することができない。

また、申立人が申立期間前において、厚生年金保険被保険者記録を有するC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)によると、昭和20年4月30日に申立人を含む44人が同被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、そのうちA社において同資格を再取得した記録の確認できる申立人を除く8人について、申立人と同様に被保険者期間の欠落がみられることから、同社は、複数の従業員について一時期、厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかったことがうかがえる。

さらに、当該8人は、既に死亡又は連絡先が不明であり、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況について証言を得ることができない。

加えて、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者台帳索引票における「最初ノ資格取得年月日」及び同社に係る被保険者名簿によると、申立人の同社における被保険者資格の取得日は、いずれも昭和21年6月1日と記載されていることが確認でき、オンライン記録とも一致している上、同社に係る被保険者名簿の申立人が被保険者資格を取得した記載の確認できるページの前460ページ（19年6月1日資格取得者の記載されたページまで）を確認しても申立人の氏名は確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 3 月 1 日から同年 6 月 29 日まで

私は、A社で勤務していた期間のうち、平成 11 年 3 月から同社が休業する同年 6 月までの期間について、給与の減額は無く、同社の経理関係事務担当者として、社会保険事務所（当時）に標準報酬月額の変更届を提出した記憶も無いのに、当該期間の標準報酬月額が引き下げられていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立期間の標準報酬月額については、当初、20 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後の平成 11 年 7 月 7 日付けで、遡って 15 万円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿から、申立期間当時、申立人が同社の取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「私は、当時のA社における経理関係事務を取り仕切っていた。」と主張している上、申立人の夫である同社の代表取締役は、「申立人は、当社の経理担当者であり、厚生年金保険に関する事務を行っていた。」と供述していることから、申立人は自らに係る申立期間の標準報酬月額の変更処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、事業所における厚生年金保険に関する事務を担当する役員として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 兵庫厚生年金 事案 4453 (事案 2040 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 1 日から 47 年 6 月 3 日まで

私は、昭和 44 年 8 月 25 日から 52 年 4 月 1 日までの間、A社で非常勤社員として継続して勤務していたにもかかわらず、平成 22 年 8 月 30 日付けで第三者委員会から申立期間の厚生年金保険被保険者記録を認めることができないとの通知を受け取った。

新たな資料は無いが、もう一度調査をお願いしたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の申立てについては、i) 申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況を確認することができないこと、ii) オンライン記録によると、申立期間においてA社で厚生年金保険被保険者資格を有している者はいないことが確認できる上、昭和 45 年 5 月か 6 月頃から同局に臨時社員として勤務したとする元社員は、厚生年金保険被保険者資格取得日が 47 年 6 月 3 日となっていることについて、「最初は臨時社員であったので、厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と証言しており、申立人以外にも、勤務実態がありながら、厚生年金保険に加入していない者がいること、iii) 45 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後の同年同月 13 日付けで健康保険証を返納したことを示す「証返」が記載されていることが確認できる上、申立人が同社において、最初に被保険者資格を取得した際の厚生年金保険被保険者台帳記号番号とは異なる記号番号により 47 年 6 月 3 日に再度同資格を取得していることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 8 月 30 日付けで年金記録の訂正の必要はないとして通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、「新たな資料は無いが、社員名簿及び元社員の在籍の証言等があるにもかかわらず、私の在籍中に勤務を開始した非

常勤社員の供述をもって結論を出したことに納得できないので、もう一度調査してほしい。」と主張している。

しかしながら、A社は、「詳細は当時の資料が無く不明であるが、非常勤社員に係る社会保険の取扱いが昭和45年4月1日から変更になっている。」と回答している。

また、当時の元社員の一人は、「申立人は、非常勤社員として在籍していたが、昭和45年4月から予算の担当が変更となり、また、予算的に厳しい状況だったため、非常勤社員を社会保険に加入させない取扱いとした。しかし、その後、社会保険事務所（当時）からの指導により、2年後の47年6月に再度加入させることとしたと記憶している。」、他の元社員一人も、「申立人を記憶しているが、当時は、予算の捻出が厳しく、非常勤社員の雇用を続けるために、社会保険に加入させる必要の無い雇用契約に切り替えた」と記憶している。」とそれぞれ証言している。

さらに、オンライン記録によると、A社において、非常勤社員で厚生年金保険被保険者資格を有する8人全員が、昭和45年4月1日に同資格を喪失しており、47年6月3日に申立人を含め4人が被保険者資格を取得するまでの間、非常勤社員の被保険者は一人も確認できない上、同年同月同日に資格を取得した元同僚の二人（一人は再調査）は、「私は、45年5月又は同年6月頃から勤務しているが、勤務と同時に厚生年金保険には加入していなかった。」、「47年4月から勤務したと思うが、勤務と同時に厚生年金保険には加入していなかった。」とそれぞれ証言していることから、申立人の主張は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

さらに、申立期間について、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 兵庫厚生年金 事案 4454 (事案 1572、3152 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年12月1日から26年8月1日まで

私は、昭和23年9月1日にA社に入社した後、私が事業を引き継いで平成10年6月に廃業するまで継続して勤務したが、A社からB社に社名変更した際の申立期間の厚生年金保険被保険者期間が欠落していることについて、22年3月29日及び23年4月11日付けで申立期間について厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできないとの通知を受けたが、納得できない。

今回、新たに見付かった資料は無いが、仕事もせずに遊んでおられる時代ではなかった。当時、弟は小学生ではあったが記憶があるはずであるので、弟に聞くなど再調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る前々回の申立てについては、i) B社は既に適用事業所でなくなっている上、当時の事業主も亡くなっているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができないこと、ii) A社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同様に昭和25年12月1日にA社の被保険者資格を喪失した元従業員は申立人を含め46人確認でき、そのうち30人が、B社が厚生年金保険の新規適用事業所となった同年12月1日に被保険者資格を取得していることが確認できるが、申立人は、A社の被保険者資格を喪失後、26年8月1日に被保険者資格を取得していることが確認できること、iii) B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の新規適用事業所となった昭和25年12月1日から、申立人が被保険者資格を取得した26年8月1日までの間に、申立人の氏名は確認できない上、健康保険の番号に欠番は無く、同名簿に不自然な点

は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 3 月 29 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、前回の再申立てについては、申立人が、当時、C 国軍から入手した資料からは申立人の申立期間における勤務実態及び申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により控除されていたことを確認することはできないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 4 月 11 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人の再々申立内容は、前々回及び前回の申立内容と同様である上、申立人が当時の事情を知っているはずであるとする申立人の弟については、申立人自身で確認したところ、記憶は無いとしているとするなど、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 3 月 15 日から 53 年 3 月 15 日まで

私は、昭和 52 年 3 月 15 日に A 社に入社したが、厚生年金保険の被保険者資格取得日は 53 年 3 月 15 日とされており、申立期間が空白となっているので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に昭和 52 年 3 月 15 日に入社したが、厚生年金保険の被保険者資格取得日は 53 年 3 月 15 日となっている。」と主張している。

しかしながら、B社（A社の福利厚生管理会社）は、「当時の資料が保管されていないため、申立人の申立てどおりの届出及び申立期間に係る保険料を納付したかについては、不明である。」と回答している上、C健康保険組合は、「管理期間を経過しているため、申立人の加入記録が無い。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者原票により、昭和 53 年 3 月 15 日に被保険者資格を取得している元従業員 44 人のうち、連絡先が判明した 30 人に対して照会したところ、14 人から回答があり、そのうちの 11 人は、「申立事業所での在籍期間と厚生年金保険加入期間は一致している。」としている上、そのうち 6 人は、「申立人と同時期に入社した。」と供述しており、そのうち 2 人は、「申立人と一緒に新人研修を受けた。」と供述している。

さらに、雇用保険の記録によると、申立人の A 社における被保険者資格の取得日は、昭和 53 年 3 月 15 日となっており、オンライン記録と一致している上、申立期間に係る被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。